

おぎの司法書士だより

2010.07

Vol. 8

♪ ♪ ♪ 知って得する訴訟の知識 ♪ ♪ ♪

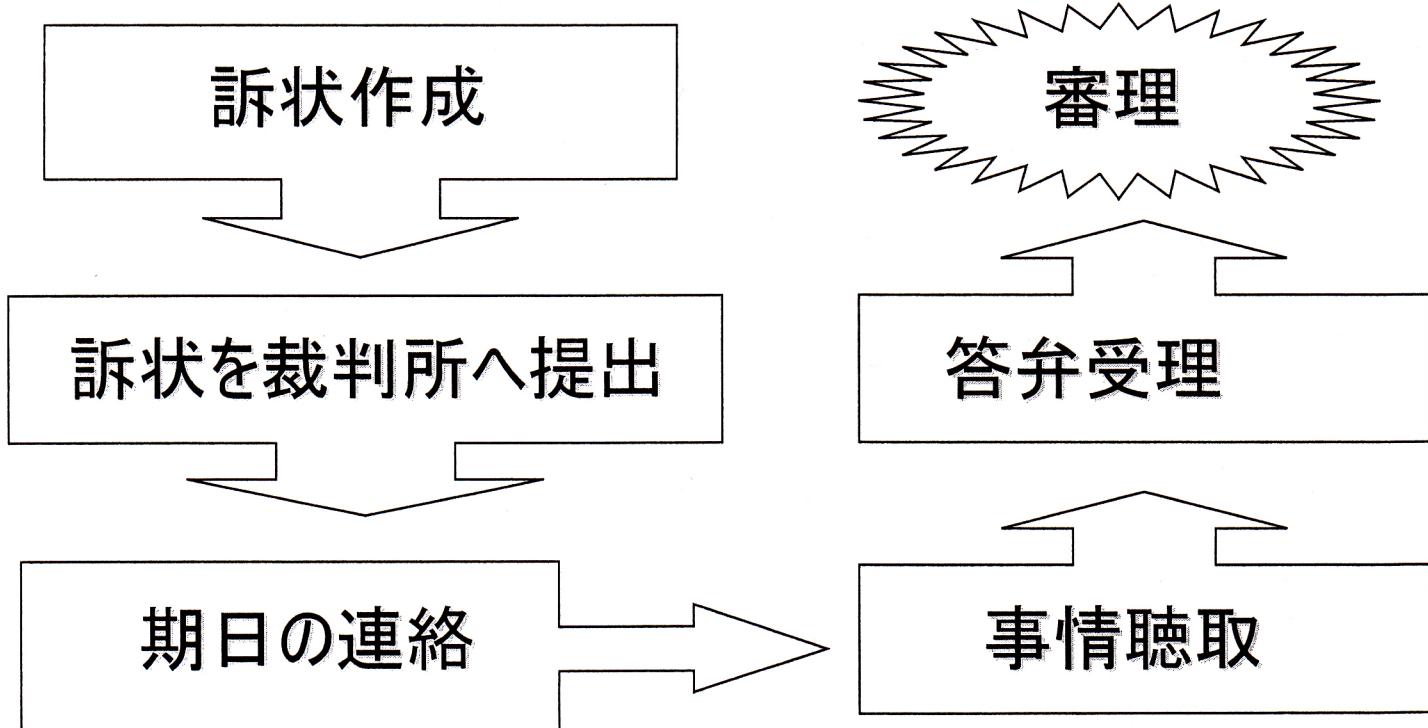
例えば

- ★ 知人に貸したお金を取り返したい
- ★ バイト代を支払って欲しい
- ★ 突然会社を解雇された

などなど

生活していく上でどうしても避けて通ることができないトラブルはあります。なかなか身近に考えにくいですが解決する手段の一つに『裁判』というものもあります。

知らずに損して泣き寝入りするより、一度ご相談くださいませんか？ 相手の所在がわかっていれば会社、個人問わず可能です！



～裁判所へ提出する書類(訴状)の書き方ご指導いたします～